

上級磁気共鳴専門技術者資格認定および更新細則

1. 目的

この細則は、規約第 13 条に基づき上級磁気共鳴 (MR) 専門技術者認定を取得するための資格認定に関する事と、第 14 条に基づき上級磁気共鳴 (MR) 専門技術者の更新に関する事を定める

2. 適用範囲

この細則は、上級 MR 専門技術者の認定および更新をするための、安全管理講習会の受講ならびに学術研究成果の取扱い、収集ポイントに関する事に適用する。

3. 申請資格

MR 専門技術者の認定を受けて 5 年以上を経過した者。

4. 申請機会

MR 専門技術者の認定を受けた後の 5 年ごとの更新時

5. 認定および更新対象

安全管理講習会の受講と MR 専門技術者更新のためのポイント(A 群:学術研究成果, B 群:自己研鑽成果)を収集する。

6. 認定および更新方法

以下の(1)～(3)のすべてを満たした者を認定する。

- (1) MR 専門技術者認定後もしくは資格認定更新後 3 年以降 5 年までの間に指定する安全管理講習会を受講する。
- (2) 収集ポイントを 5 年間で A 群 B 群あわせて 140 ポイント以上を取得する。
ただし、A 群を 100 ポイント以上、B 群も 40 ポイント以上とする。
- (3) 代表的な学術論文を提出し、その審査試験に合格した者。

7. 収集ポイントの詳細

- (1) A 群:学術研究成果(最低 100 ポイント)
ポイントの中に学術論文を必ず 1 編(60 ポイント)以上を含む。
共著者と学術研究発表の回数制限は設けない。
- (2) B 群:自己研鑽成果(最低 40 ポイント)
MR 専門技術者の規定と同じ。

8. ポイントの取得方法

- (1) 更新ポイントを取得する個人表は更新時に発送する。
- (2) 学術研究成果ならびに自己研鑽成果の執筆, 研究発表欄(表面)は本人が記載する。
掲載論文ならびに解説記事は、投稿誌, タイトル, 掲載号を記載する。
学術研究発表は、大会名, 発表タイトル, 開催期日を記載する。
- (3) 参加型自己研鑽成果(裏面)は、それぞれの会の担当者が機構印を押印する。
学術大会では、それぞれの会が定めた所で押印する。
但し、運用は各団体の任意とする。

9. 認定セミナー

- (1) 機構を構成する団体が主催するセミナー（講習会）を対象とする。
- (2) 主催者の代表は、セミナーの内容を示す資料を事務局に提出し、「機構印」を事務局または主団体の担当者から借り受け、参加者の中の更新用紙提示者に押印する。
- (3) セミナー終了後に、セミナー主催者は機構の主団体の担当者もしくは事務局に「機構印」を返却する。

10. 認定研究会

- (1) 磁気共鳴専門技術者およびそれと同等以上の者が主催する研究会を対象とする。
- (2) MR 検査に関する内容が、半分以上含まれている研究会であること。
- (3) 申請は、研究会名、代表者名（1名）、世話人（数名）、年間の開催回数、開催場所、平均参加者数を記載して認定機構事務局に申し込む。
- (4) 理事の承認を経て、申請を受けた研究会に「機構印」を発行する。
- (5) 代表者は機構印を管理し、更新用紙提示者に押印する。
- (6) メーカー共催もしくは主催であっても、参加者の制限を受けず MR の科学技術の修得のための研究会であれば認定研究会として認める。

11. 申請および更新手続き

- (1) MR 専門技術者認定証書もしくは上級 MR 専門技術者認定証書を受けてから 5 年後に、更新ポイント取得表と更新手続き申請書ならびに更新費用振込み控え用紙を添えて事務局に送付する。
- (2) 申請可能および更新期日 3 ヶ月前に、はがきにて手続きを通知する。

12. 更新間隔

認定証を受けた期日から 5 年を限度に更新する。

13. 更新費用

上級磁気共鳴専門技術者更新費用：10,000 円

更新費用は上級 MR 専門技術者もしくは磁気共鳴専門技術者のいずれかで発生する。

14. 認定の失効

- (1) 更新時に A 群が 100 ポイント以下であるが総ポイントが 100 ポイント以上の時は、磁気共鳴専門技術者として更新する。
- (2) 上級磁気共鳴専門技術者であっても総ポイントが 100 ポイントに満たない時は、磁気共鳴専門技術者の認定も失効する。

15. 付則

この細則は、日本磁気共鳴専門機構理事会の議決により改定することができる。

この細則は、2009 年 11 月 1 日より適用する。

[2010 年 1 月 9 日制定]